

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：健康保険部介護保険課 No.001

処 分 名	保険料の減免
処 分 の 概 要	災害などの特別な事情があるときは、保険料が減免される場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市介護保険条例（平成 18 年条例第 27 号）第 18 条第 1 項
審 査 基 準	<p>① 65 歳以上の方またはその属する世帯の生計維持者が、震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき。</p> <p>② 65 歳以上の方の属する世帯の生計維持者が、死亡または心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少したとき。</p> <p>③ 65 歳以上の方の属する世帯の生計維持者の収入が事業の廃止や失業などにより著しく減少したとき。</p> <p>④ 65 歳以上の方の属する世帯の生計維持者の収入が、干ばつなどによる農作物の不作、不漁などの理由により著しく減少したとき。</p> <p>⑤ 前各号の規定に準ずると認められること。</p> <p>※参考：手続きに必要なもの 災害などを証明する書類と、収支が判る書類が必要です。</p>
標準処理期間	60 日
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限（災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、市長が定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日（災害その他やむを得ない事情により、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認める場合は、市長が定める日）までに、介護保険料減免申請書を本庁 1 階介護保険課窓口へ提出

備 考	
条例及び 関係例規等の抜粋	<p>■春日部市介護保険条例</p> <p>第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 前各号の規定に準ずると認められること。</p>

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：健康保険部介護保険課 No.002

処 分 名	保険料の徴収猶予
処 分 の 概 要	災害などの特別な事情があるときは、保険料が徴収猶予される場合があります。
根拠条例等・条項	春日部市介護保険条例（平成 18 年条例第 27 号）第 17 条第 1 項
審 査 基 準	<p>① 65 歳以上の方またはその属する世帯の生計維持者が、 震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき。</p> <p>② 65 歳以上の方の属する世帯の生計維持者が、 死亡または心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより収入が著しく減少したとき。</p> <p>③ 65 歳以上の方の属する世帯の生計維持者の収入が 事業の廃止や失業などにより著しく減少したとき。</p> <p>④ 65 歳以上の方の属する世帯の生計維持者の収入が、 干ばつなどによる農作物の不作、不漁などの理由により著しく減少したとき。</p> <p>⑤ 前各号の規定に準ずると認められること。</p> <p>※参考：手続きに必要なもの 災害などを証明する書類と、収支が判る書類などが必要です。</p>
標準処理期間	60 日
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日（最終改正：平成 28 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払日までに、介護保険料徴収猶予申請書を本庁 1 階介護保険課窓口へ提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市介護保険条例

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- (5) 前各号の規定に準ずると認められること。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.003

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者の指定
処 分 の 概 要	指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請にもとづき、市がサービスの種類と事業所ごとに行います。指定は、その市の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給について効力を有します。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項 春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第32号）第2条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	40日
設定年月日	平成27年4月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申請方法	本庁1階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kaigohoken/kaigoservicejigyosha_kyotakukaigoshiensemmoninnominasanhe/tikimichakujoho/14187.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■介護保険法

第 78 条の 2 第 42 条の 2 第 1 項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が 29 人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第 78 条の 13 第 1 項及び第 78 条の 14 第 1 項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

■春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けたものに対し、指定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.004

処 分 名	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新
処 分 の 概 要	指定地域密着型サービス事業者の指定は、申請にもとづき、市がサービスの種類と事業所ごとに行います。指定は、その市の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給について効力を有します。指定の期間は6年間になるため、更新の必要があります。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の12 春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第32号）第5条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	30日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申請方法	本庁1階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kaigohoken/kaigosevicejigyosha_kyotakukaigoshiensemmoninnominasanhe/tikimichakujo/14189.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■介護保険法

第 70 条の 2 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。
（準用）

第 78 条の 12 第七十条の二、第七十一条及び第七十二条の規定は、第四十二条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

■春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

第 5 条 法第 78 条の 12 及び第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 の規定による指定の更新の申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書（様式第 6 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 78 条の 12 及び第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 の規定による指定の更新をしたときは、当該指定を受けたものに対し、指定更新通知書（様式第 7 号）を交付するものとする。

3 法第 78 条の 12 及び第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.005

処 分 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
処 分 の 概 要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、申請にもとづき、市がサービスの種類と事業所ごとに行います。指定は、その市の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費等の支給について効力を有します。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12 春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年規則第32号）第2条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	40日
設定年月日	平成27年4月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申請方法	本庁1階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kaigohoken/kaigoservicejigyosha_kyotakukaigoshiensemmoninnominasanhe/tikimichakujoho/14187.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第 115 条の 12 第五十四条の二第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者（特定地域密着型介護予防サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。

■春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

第 2 条 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けたものに対し、指定通知書（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 法第 78 条の 2 第 1 項及び第 115 条の 12 第 1 項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.006

処 分 名	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新
処 分 の 概 要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定は、申請にもとづき、市がサービスの種類と事業所ごとに行います。指定は、その市の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護予防サービス費等の支給について効力を有します。指定の期間は 6 年間になるため、更新の必要があります。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 21 春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成 18 年規則第 32 号）第 5 条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	30 日
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申請方法	本庁 1 階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kaigohoken/kaigo_servicejigyosha_kyotakukaigoshiensemmoninnominasanhe/tikimichakujoho/14189.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■介護保険法

第 70 条の 2 第四十一条第一項本文の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。
(準用)

第 115 条の 21 第七十条の二の規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

■春日部市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則

第 5 条 法第 78 条の 12 及び第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 の規定による指定の更新の申請は、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定更新申請書（様式第 6 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 78 条の 12 及び第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 の規定による指定の更新をしたときは、当該指定を受けたものに対し、指定更新通知書（様式第 7 号）を交付するものとする。

3 法第 78 条の 12 及び第 115 条の 21 において準用する法第 70 条の 2 の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.007

処 分 名	指定居宅介護支援事業者の指定
処 分 の 概 要	指定居宅介護支援事業者の指定は、申請にもとづき、市が行います。指定は、介護保険の被保険者に対する居宅介護サービス計画給付費等の支給について効力を有します。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項 春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成30年規則第86号）第2条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	40日
設定年月日	平成30年4月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申請方法	本庁1階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kaigohoken/kaigosevicejigyosha_kyotakukaigoshiensemmoninnominasanhe/jutakukaigosien/7306.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■介護保険法

第79条 第46条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅介護支援事業を行う者の申請により、居宅介護支援事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）ごとに行う。

■春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

第2条 法第79条第1項及び第115条の22第1項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、法第79条第1項及び第115条の22第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し、指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 法第79条第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部介護保険課 No.008

処 分 名	指定居宅介護支援事業者の指定の更新
処 分 の 概 要	指定居宅介護支援事業者の指定は、申請にもとづき、市が行います。指定は、介護保険の被保険者に対する居宅介護サービス計画給付費等の支給について効力を有します。指定の期間は6年間となるため、更新の必要があります。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の2 春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成30年規則第86号）第4条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	30日
設 定 年 月 日	平成30年4月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申 請 時 期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申 請 方 法	本庁1階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_hoken_fukushi/kaigohoken/kaigosevicejigyosha_kyotakukaigoshiensemmoninnominasanhe/jutakukaigosien/7307.html

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■介護保険法

第 79 条の 2 第 46 条第 1 項の指定は、6 年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第 1 項の指定の更新について準用する。

■春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

第 4 条 法第 79 条の 2 及び第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所指定更新申請書（様式第 6 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 79 条の 2 及び第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 の規定による指定の更新をしたときは、当該更新を受けた者に対し、指定更新通知書（様式第 7 号）を交付するものとする。

3 法第 79 条の 2 及び第 115 条の 31 において準用する法第 70 条の 2 の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部介護保険課 No.009

処 分 名	指定介護予防支援事業者の指定
処 分 の 概 要	指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの申請にもとづき、市が行います。指定は、原則、その市の介護保険の被保険者に対する介護予防計画サービス費等の支給について効力を有します。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項 春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成30年規則第86号）第2条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	40日
設定年月日	平成27年4月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申請方法	本庁1階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■介護保険法

第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

■春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

第2条 法第79条第1項及び第115条の22第1項の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所指定申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、法第79条第1項及び第115条の22第1項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者に対し、指定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3 法第79条第1項及び第115条の22第1項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:健康保険部介護保険課 No.010

処 分 名	指定介護予防支援事業者の指定の更新
処 分 の 概 要	指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの申請にもとづき、市が行います。指定は、原則、その市の介護保険の被保険者に対する介護予防計画サービス費等の支給について効力を有します。指定の期間は6年間になるため、更新の必要があります。
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の31 春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則（平成30年規則第86号）第4条
審 査 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
標準処理期間	30日
設定年月日	平成27年4月1日（最終改正：令和4年4月1日）
申請時期	随時（ただし、事前に市との調整が必要となります。）
申請方法	本庁1階介護保険課窓口への提出 又は 郵送
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

■介護保険法

第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

第115条の31 第70条の2の規定は、第58条第1項の指定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

■春日部市指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則

第4条 法第79条の2及び第115条の31において準用する法第70条の2の規定による申請は、指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所指定更新申請書（様式第6号）により行うものとする。

2 市長は、法第79条の2及び第115条の31において準用する法第70条の2の規定による指定の更新をしたときは、当該更新を受けた者に対し、指定更新通知書（様式第7号）を交付するものとする。

3 法第79条の2及び第115条の31において準用する法第70条の2の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

■春日部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：健康保険部介護保険課 No.011

処 分 名	要介護認定
処 分 の 概 要	<p>介護認定（新規・更新・区分変更）等の申請がなされた人に対し、国が定めた調査項目に基づき、適格な調査を行った調査内容と、主治医意見書によって把握された個々の対象者の情報を基に、全国一律のコンピューターソフトによる一次判定を行います。</p> <p>その後、保健・医療・福祉に関する専門家から構成されている介護認定審査会において二次判定を行い、要介護認定区分と認定有効期間が決定されます。</p>
根拠法令等・条項	介護保険法（平成9年法律第123号）第27条
審 査 基 準	<p>◎65歳以上の人（第1号被保険者） 介護や支援が必要と認定された場合、サービスを利用できます。</p> <p>◎40歳から64歳の人（第2号被保険者） 特定疾病（加齢が原因とされる病気やがん）により、介護や支援が必要と認定された場合、サービスを利用できます。（交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります）</p>
標準処理期間	30日
設定年月日	平成17年10月1日
申請時期	随時
申請方法	本庁1階介護保険課窓口及び庄和総合支所福祉・健康保険担当窓口へ提出、郵送
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kaigo/kurashi-k/hoken/kaigo/todokede/nagare.html

(要介護認定)

第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設（以下この条及び第三十二条第一項において「指定居宅介護事業者等」という。）に、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を指定居宅介護支援事業者等に委託することができる。

3 前項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等は、第七十九条第二項第二号に規定する介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。

4 第二項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の役員若しくは前項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

5 第二項後段の規定により委託を受けた指定居宅介護支援事業者等の役員又は第三項の介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 市町村は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る被保険者の主治の医師に対し、当該被保険者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする。ただし、当該被保

険者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該被保険者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる。

7 市町村は、第二項の調査の結果、前項の主治の医師の意見又は指定する医師若しくは当該職員で医師であるものの診断の結果その他厚生労働省令で定める事項を認定審査会に通知し、第一項の申請に係る被保険者について、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める事項に関し審査及び判定を求めるものとする。

- 一 第一号被保険者 要介護状態に該当すること及びその該当する要介護状態区分
- 二 第二号被保険者 要介護状態に該当すること、その該当する要介護状態区分及びその要介護状態の原因である身体上又は精神上的の障害が特定疾病によって生じたものであること。

8 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。

- 一 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項
- 二 第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス又は第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項

9 認定審査会は、前項前段の審査及び判定をするに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る被保険者、その家族、第六項の主治の医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

10 市町村は、第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護認定をしたときは、その結果を当該要介護認定に係る被保険者に通知しなければならない。この場合において、市町村は、次に掲げる事項を当該被保険者の被保険者証に記載し、これを返付するものとする。

一 該当する要介護状態区分

二 第八項第二号に掲げる事項に係る認定審査会の意見

11 要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

12 市町村は、第八項前段の規定により通知された認定審査会の審査及び判定の結果に基づき、要介護者に該当しないと認めたときは、理由を付して、その旨を第一項の申請に係る被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証を返付するものとする。

13 市町村は、第一項の申請に係る被保険者が、正当な理由なしに、第二項の規定による調査に応じないとき、又は第六項ただし書の規定による診断命令に従わないときは、第一項の申請を却下することができる。

14 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にななければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間（次項において「処理見込期間」という。）及びその理由を通知し、これを延期することができる。

15 第一項の申請をした日から三十日以内に当該申請に対する処分がされないとき、若しくは前項ただし書の通知がないとき、又は処理見込期間が経過した日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る被保険者は、市町村が当該申請を却下したものとみなすことができる。